

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第10回牛豚等疾病小委員会

平成22年4月20日

農林水産省第1特別会議室

農林水産省

平成22年4月20日

農林水産省第1特別会議室

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会
第10回牛豚等疾病小委員会議事録

農林水産省

目 次

1. 開 会	
1	
1. 消費・安全局長あいさつ	1
1. 委員長あいさつ	
2	
1. 議事次第の説明	
2	
1. 委員出欠状況報告	
2	
1. 配付資料確認	
2	
1. 議 題	
3	
(1) 宮崎県における口蹄疫が疑われる事例について	3
(2) 今後の対応について	1
0	
(3) そ の 他	2
3	
1. そ の 他	2
7	
1. 閉会あいさつ	3
2	
1. 閉 会	3
2	

開 会

○伏見国内防疫調整官 定刻になりましたので、ただいまから牛豚等疾病小委員会を開催いたします。

消費・安全局長あいさつ

○伏見国内防疫調整官 開催に当たりまして、平尾消費・安全局長よりあいさつを申し上げます。

○平尾消費・安全局長 消費・安全局長の平尾でございます。

きょうは急な開催ということで、皆様には大変お忙しいところ時間を調整して御出席いただきまして、ありがとうございます。

御案内のように、本日、宮崎県の農場で飼養されている牛の中で、口蹄疫の疑似患畜が確認されるということになったわけでございます。私ども国内では平成12年に確認されて、19年9月には清浄化しておったわけでございますけれども、今回、こういう形で口蹄疫の疑似患畜が出てきたのは極めて残念なことだと思っております。私ども、けさほど大臣の指示のもと対策本部を設置いたしまして、大臣から「速やかに具体的な防疫措置を宮崎県と連携してしっかりやれ」という御指示があったわけでございます。

この病気は、御案内のように、迅速な対応が極めて重要な病気でございますので、早速でございますけれども、先生方の忌憚のない御指導を賜って、宮崎県と連携して的確な防疫措置を取りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○伏見国内防疫調整官 議事に入りたいと思います。本日の会議は非公開になっておりますので、ここで報道関係者は御退席をよろしくお願いいたします。

〔報道関係者退室〕

○伏見国内防疫調整官 退席されましたので、進行を田原委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員長あいさつ

○田原委員長 田原でございます。よろしくお願いいたします。

これから議事に入らせていただきますが、時間が限られておりますので、円滑な議事の運営に御協力をいただきたいと思います。

議事次第の説明

委員出欠状況報告

配付資料確認

○田原委員長 初めに事務局より議事次第の説明、委員の出欠状況の報告と配付資料の確認をお願いいたします。

○伏見国内防疫調整官 本日の議事は、宮崎県における口蹄疫の疑似患畜の確認に係る経緯や検査状況等を報告いたしまして、今後の防疫対応等を御議論いただきます。具体的には、1番目が宮崎県における口蹄疫が疑われる事例について、2番目が今後の対応について、3番目はその他となっております。先ほど申し上げたとおり、本日の会議は非公開として、本日の会議が終了後、議事概要を配付しますので、御確認をよろしくお願いいたします。また、この議事概要は追ってホームページに掲載いたします。

次に、本日は岡部委員及び佐藤委員は欠席でございます。6名の委員に御出席いただいております。また、本日はオブザーバーとして、濱岡動物衛生所所長及び坂本研究管理監にも御出席をいただいております。事務局としては、先ほどごあいさついたしました平尾消費・安全局長、まだ来ておりませんが、姫田総務課長、川島動物衛生課長外が出席しております。

続きまして、配付資料については、お手元に議事次第、委員名簿がございまして、資料1-1、資料1-2、資料2と、最後に参考として資料がございます。資料については委員限りとしておりますので、取り扱いには十分に御注意願います。乱丁などがございましたらお知らせください。

事務局からは以上でございます。

○田原委員長 皆さん、資料はございますね。

それでは、早速、議題に移りたいと思います。

議 題

(1) 宮崎県における口蹄疫が疑われる事例について

○田原委員長 議題1、宮崎県における口蹄疫が疑われる事例について、務局より御説明をお願いいたします。よろしくお願いします。

○山本補佐 防疫業務班の補佐をやらせていただいております[REDACTED]でございます。

資料1-1でございます。今回の事例に係る経緯について概要を御紹介させていただきます。

資料の1ページです。農場の場所ですが、宮崎県児湯郡都農町ということで、宮崎県のほぼ中央部の東海岸側にちょっと寄ったところでございます。飼養形態は肉用繁殖ということで繁殖母牛が9頭、育成が3頭、子牛が4頭ということで、規模は大きいほうではないということになっております。

経緯です。4月9日に飼養牛の1頭、これを仮に1番の牛としておりますけれども、口腔内にびらんがありましたので、獣医師から家保に通報がありまして、家保が立入検査を行いました。同居牛は異常ありませんで、当該牛のみの異常でしたために経過を観察しようということで、この日は帰っております。

その後、別の1頭ですね、2番の牛に発熱、食欲がないということで、同じように口腔内にびらんが認められました。また、別の1頭では流涎が認められるということでございます。

17日昼に、言ってみれば、農場内で拡大している傾向があるということで再度、家保が呼ばれまして立入検査が行われ、3番の牛、16日には流涎だったわけですが、こちらの舌にびらんを確認されたということでございます。

19日の午前中には、立入検査の材料を用いまして口蹄疫類似疾病について確認をしようということで、口腔内のびらんのような症状が認められると考えられますブルータング、牛パラインフルエンザ、牛ウイルス性下痢・粘膜病、牛伝染性鼻気管炎、イバラキ病といった疾病のPCR検査を実施しましたが、いずれも陰性で否定されたということで、いわゆる残る口蹄疫の疑いがあるのではないかということで、当方動物衛生課に連絡があったところであります。

19日の午後になりまして、口蹄疫を疑う病性鑑定を実施するための材料採取というために、家保が再度立ち入りを行いまして農場に行きましたところ、新たに別の1頭、4

番の牛でも臨床症状を確認いたしました。最初に異常が認められた牛については口腔内病変がかなり治癒してきているということで、残りの3頭を対象にびらん部のぬぐい液を3検体、牛ですと2番から4番ということになります。あと、治癒痕に近い状態であります痂皮を3番の牛から、症状がある牛、ない牛を含めて全頭を対象に血液全血を採取して、これを動物衛生研究所の小平の海外病施設に病性鑑定のために輸送いたしましたところでございます。

19日夜に搬入がありました。対応ですけれども、3. (2) になりますが、19日深夜に動物衛生研究所に検体が到着して検査開始ということで、検査法としてはPCR検査、抗体ELISA、ウイルス分離ということで進めてまいったわけです。20日早朝にPCRの結果、3頭検査をしたうちの3頭で、いずれもバンドが認められたということで、こうした検査結果と農場内での拡大の状況とあわせまして、これは口蹄疫と判断して防疫対応をする必要があるだろうということになったわけでございます。

現地の対応ですけれども、この時点においては移動自粛、消毒槽設置、異常確認時の通報ということで措置をしております。

当該農場からの出荷状況ですけれども、規模も小さいということで、4月9日以降の出荷はなしということ。

周辺農場ですが、10km以内に牛農場で575戸1万頭近く、豚は108戸で13万頭近く、また、10から20km圏内ですと、牛は749戸ということで、かなりの密集地と言える状態であります。

資料をめくっていただきますと、参考までに、実施しました検査のリストと、3ページ目にはPCR結果の写真、4ページ目には採材をしました牛の番号と材料をまとめたもの、5ページ目には発症牛の写真を載せております。いわゆる典型的な水疱のスタイルではなくて、外貌からですと、口蹄疫をダイレクトに判断するのは難しい状況であります。

また、めくっていただきますと、6ページ目は当該農業の見取図を載せております。牛舎が成牛舎と子牛の牛舎に分かれておりまして、今回、異常が認められましたのは、いずれも成牛のみということで、別に離れて飼育されております子牛のほうは異常が認められなかったということになっております。

余談ですけれども、放牧場が書かれております。今回、防疫措置に当たりましては、こちらの放牧場を利用して殺処分した家畜の埋却の場所に当てるとということで対応を進

次のページをめくっていただきますと、地図が2枚載せてあります。上の地図は20km、10kmの円をかいたもの。現在の口蹄疫の防疫指針に基づく対応ですと、10km以内が移動制限区域、20km圏内が搬出制限区域となりますので、そうしたことを念頭に円をかいております。青い丸印ですが、こちらが牛の飼養農場でありまして、沿岸部を中心になんかなり密集しているという状況が見てとれます。下の図は10km圏内を拡大しまして、周辺の状況をわかるようにしたものでございます。

現在の発生農場の状況ですけれども、本日、急ぎ防疫措置に入ということで、当該農場における殺処分、埋却を本日中に完了することを目指して作業を進めているところであります。

資料の検査結果の部分ですけれども、私のほうで説明が若干不足しますので、オブザーバーの〇〇先生から補足をお願いしますでしょうか。

材料はスワブの材料が3検体、そのうちの1検体から痂皮を採材しております。2ページですけれども、やった検査結果は先ほど説明ありましたけれども、PCR。これはプライマーを2カ所用いております。それから、スワブを用いまして感受性細胞に接種してウイルス分離を試みております。抗体検出のELISAですけれども、血清タイプを特定するまでには至っておりませんが、ナンバー1とナンバー2の牛において高い抗体価が認められております。

現在、一番下に書いております遺伝子の塩基配列の決定を行っておるところです。

○津田委員 〔黒塗り〕

○坂本研究管理監 ██████████

○津田委員 〔黒塗り〕

○坂本研究管理監 XXXXXXXXXX

○今田委員 [REDACTED]

○坂本研究管理監 [REDACTED]
[REDACTED]

○津田委員 [REDACTED]

○坂本研究管理監 [REDACTED]

○ [REDACTED]

○田原委員長 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

○明石委員 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

○山本補佐 [REDACTED]

○田原委員長 [REDACTED]

○寺門委員 [REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

○山本補佐 [REDACTED]

○寺門委員 [REDACTED]
[REDACTED]

○山本補佐 [REDACTED]
[REDACTED]

○清水委員 [REDACTED]
[REDACTED]

○坂本研究管理監 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

○寺門委員 [REDACTED]
[REDACTED]

○坂本研究管理監 [REDACTED]
[REDACTED]

○寺門委員 [REDACTED]

○坂本研究管理監 [REDACTED]

○寺門委員 [REDACTED]

○坂本研究管理監 [REDACTED]

○寺門委員 [REDACTED]

○坂本研究管理監 [REDACTED]

○田原委員長 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

○伏見国内防疫調整官 [REDACTED]

○田原委員長 [REDACTED]

○津田委員 [REDACTED]
[REDACTED]

○伏見国内防疫調整官 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

○田原委員長 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

○寺門委員 [REDACTED]

○田原委員長 [REDACTED]

○津田委員 [REDACTED]

○山本補佐

○津田委員

○山本補佐

○寺門委員

○明石委員

○伏見国内防疫調整官

○明石委員

○山本補佐

○明石委員

○山本補佐

○津田委員

○川島動物衛生課長

○寺門委員

○坂本研究管理監

○寺門委員

○坂本研究管理監

○寺門委員

○坂本研究管理監

○寺門委員

○今田委員 [REDACTED]

○寺門委員 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

○坂本研究管理監 [REDACTED]

○田原委員長 [REDACTED]

○寺門委員 [REDACTED]

○今田委員 [REDACTED]

○坂本研究管理監 [REDACTED]

[REDACTED]

○田原委員長 [REDACTED]

[REDACTED]

○山本補佐 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

○寺門委員 [REDACTED]

[REDACTED]

○山本補佐 [REDACTED]

○田原委員長 [REDACTED]

[REDACTED]

○山本補佐 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

○田原委員長 [REDACTED]

○山本補佐 [REDACTED]

○田原委員長 [REDACTED]

ほかにごさいませんか。

次の議題に移らせていただいてよろしいですか。

(2) 今後の対応について

○田原委員長 議題2の今後の対応についてを事務局から御説明をお願いします。

○山本補佐 続きまして、私から資料1-2にのっとり、防疫対応の御説明をさせていただきます。

口蹄疫の防疫対応については、家畜伝染病予防法に基づいて、また口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針という中に、具体的な防疫対応あるいは法の運用のやり方について規定がされております。基本的に、こちらの防疫指針にのっとり殺処分あるいは移動制限等の防疫措置を進めていくということにしておりますけれども、その中でも今回のケースについて、特に対応を進めてまいりました部分について御説明を差し上げます。

まず診断の結果を受けた疑似患畜の範囲です。PCR検査で3頭が陽性の結果を得られましたので、これらの家畜について疑似患畜としております。現在、引き続きウイルス分離を進めておりますので、ウイルス断片ではなくてウイルスそのものが検出されれば疑似患畜ではなくて患畜にしようという整理で、現時点においては疑似患畜としております。また、これらの同居牛、いわゆる当該農場のほかの牛ですけれども、これらも口蹄疫防疫の観点から殺処分の必要があるという判断に基づきまして、同じように疑似患畜としております。

2番に殺処分とあります。1で当該農場の全頭を疑似患畜としたものですから、これらのすべてについて殺処分とすることとしまして、ここには「準備ができ次第、速やかに殺処分」と書いてありますが、現在、埋却場所の掘削あるいは殺処分の実施、掘削した苗の埋却等の一連の措置を今日中に完了してしまおうということで、現地で対応を進めているところであります。この後、敷料等、当該農場の汚染物品に当たるものについても同様に焼却または埋却ということで対応を進めてまいります。

当該農場についてはこうした措置ですけれども、周辺農場に対しては、こうした殺処分を実施する間、当該農場周辺の交通等による蔓延を防止しようということで、口蹄疫については通行の制限ができるようになっております。こちらは72時間に限ってですけれども、殺処分という当初の埋防措置が取られまでの間、実施することができるよう

なっております、今回もこれにのっとり通行の制限を実施しております。

周辺農場に対しては、先に若干説明申し上げましたが、10km 圏内については移動制限区域、20km 以内の区域については搬出制限区域となります。

移動制限区域のほうは、適用期間については殺処分終了から 21 日間を原則としておりまして、内容は生きた偶蹄類の家畜あるいはその死体等の移動ができなくなる。あるいは、区域内にあると畜場、家畜市場の閉鎖ということで、今回も 10km 圏内にと畜場が 1 か所、含まれているということになっております。

搬出制限区域については、その区域から出ていくことができないという区域になっておりまして、生きた偶蹄類の家畜の搬出制限区域外への移動が禁止ということになっております。こちらは発生から 21 日間ということになります。

これら 10km あるいは 20km については、口蹄疫発生時の確定状況あるいは病性等を踏まえて拡大あるいは縮小できるとされておりますけれども、現時点においては防疫指針の規定の範囲であります移動制限区域 10km、搬出制限区域 20km ということで対応しております。

4 番のその他に、こうした防疫措置以外の措置について記載してございます。管内の家畜所有者に対して、都道府県等を通じまして、異常があった場合の速やかな通知、通報、あるいは衛生的な飼養管理の徹底を指導するよう通知しておりまして、関係府省庁と連携を十分図りつつ、消費者、流通業者等に生産物の安全性等を十分説明しながら混乱を防止してまいりたいと考えております。

また、今後、関係都道府県と連携して、発生農場における家畜、人、また車両の移動を調査しまして、感染源及び感染経路の究明につなげてまいりたいと考えております。

防疫措置とは別に、次のページをめくっていただきますと、移動制限区域内の農場あるいは、その区域外の農場について血清検査等を用いてサーベイランスを実施するという取り組みをしております。

さきに、2 番の表の 2000 年の発生時の取り組みから簡単に御説明申し上げます。2000 年の発生時には、移動制限の開始後、直ちにこうした血清採材等によるサーベイランスを始めました。どういった内容かと申しますと、発生農場からの距離によって取り組みに差を設けております。

発生農場から周辺 1 km 以内の農家については全戸を対象に 10 頭を採材して抗体 E L I S A を実施する。その外側の移動制限区域内あるいは搬出制限区域内は、2000 年当時は

それぞれ 20km、50km という非常に広い範囲だったわけですが、ここら辺については、対象農場は全戸を目標に実施し、検体数については農場の飼養規模に基づいて1頭から5頭を採材することにしております。

その下の欄、上記以外の発生県内の農家というのは、移動制限区域内から外れているけれども、移動制限区域内を持っている県の農家ということです。そういった農家については臨床症状の確認をしていこうという取り組みがございましたので、こうした名目で立入指導を行った農家について、1農家1頭ですけれども、これも同じように採材して検査をする。

また、発生県以外の北海道まで含めて全国を対象に、一定のルールとして、移動制限地域から牛を導入している地域の農家、あるいは輸入粗飼料を給与していた農家であって、粗飼料購入元が発生地域と同一だという形で関連があるような農家、こういった条件を満たす農家について、同じように1頭を採材しています。

ということですが、上の基本的な考え方で今回の考え方を御説明させていただきます。今回の発生事例では、舌や口腔のびらんや発熱あるいは食欲不振ということで、やや典型的ではないにしても、臨床症状が認められるということで、臨床表示に基づく診断がある程度機能するだろうと考えております。

そのため、今回の発生においては移動制限区域以外の地域の農場について、検査による伝播の機会を低減する観点から、電話によって聞き取りを徹底することによって臨床症状の有無を指標に清浄性を確認していこうと考えております。また、こうした電話による聞き取りで臨床症状を確認する取り組みについては、もちろん移動制限区域内の農場についても適用してまいります。

さらに、防疫措置の開始当初は発生当該農場における疫学調査を徹底しまして、まず強い疫学関連のある農場を特定して、これを防疫の対象にする。防疫対策の対象にするというのは非常に重要になってまいりますので、こちらに検査資源とか人的資源を集中させることを目的に、移動制限の取り組みを始めた当初の1週間については疫学調査に注力しまして、1週間を経過した段階から血清を採材したサーベイランスを開始する。それまでの間は電話での聞き取りで臨床症状の有無を確認するということを考えております。

ですので、下の表に戻りますと、今回の対応としては、サーベイランスの開始時期は移動制限開始1週間後から開始と書いております。こちらは採血の開始が1週間後から

ということでありまして、これ以前の間は電話等の聞き取りで臨床症状を確認する。

調査対象の範囲から言いますと、発生農場から1 km 以内の農家については全戸を対象に10 頭採材する。これは2000 年発生時の採材規模と同等のものです。移動制限地域内あるいは搬出制限地域内の農家については、かなりの数の農家が含まれているものですから、この中から、発生農場の疫学関連農場あるいは輸入粗飼料を給与していた農家、こういった一定のリスクを想定させる条件を満たす農場を対象に、1 km 以内の農家と同様に10 頭を採材して清浄性の確認を徹底するということを想定しております。

逆に、制限地域以外の農場については、全国が対象になりますが、輸入粗飼料を給与していたとか、移動制限地域から牛を導入しているとか、こういった要素を満たす農家に対して電話による確認、あるいは出入りをしている開業獣医師等からの報告を求めることによって、これらの農場で口蹄疫を疑うような臨床異常がないことを基本的には継続的に確認していくということで対応したいと考えております。

サーベイランスについては以上でございます。

○嶋崎補佐 続きまして、4 ページ目からは私、[REDACTED]から御説明させていただきます。

4 ページは今回の発生を受けまして防疫対策の徹底を指示する消費・安全局長から各都道府県知事あての徹底の通知文書の案でございます。

前段、今回の発生の経緯がありまして、本病の疑似患畜が確認され、防疫指針に基づき防疫措置が講じられているというところで、今回の牛豚等疾病小委員会の議論を踏まえて、本病の発生予防及び蔓延防止に万全を期すため、全国における本病の防疫対策の強化、徹底を図ることとし、つきましては、下記の事項に留意して防疫措置に遺漏がないようにお願いしますという中身になってございます。

具体的に記の下に、その留意事項が載っています。1 番は家畜衛生関係者、畜産関係者等への周知等ということで、今回の発生を受けまして、改めて正確な情報の伝達をしていただいて、口蹄疫が疑われる事例があった場合には所要の措置を講じるように、家畜の所有者ですとか、獣医師に指導の徹底を図っていただきたい。(2)では偶蹄類の家畜を飼養する農場に立ち入る際には消毒等蔓延防止に十分留意してくださいという中身になっています。

2 番では、今度は緊急調査の実施ということで、偶蹄類家畜の飼養農場を対象にして、飼養家畜の異常の有無を電話連絡、場合によっては立入検査によって確認してくださいとなっています。その確認検査によって、もし異常家畜が認められた場合には、直ちに

動物衛生課に連絡をしてください。(1)(2)の確認状況については、4月30日までに動物衛生課に連絡をしてくださいという中身になってございます。

3番は的確な病性鑑定の実施という形で、異常畜の通報があった場合には、直ちに動物衛生課に連絡をしていただいて、本病を疑い、必要な病性鑑定を実施していただくということで、この病性鑑定の実施については、防疫指針に基づいて採材、送付を行ってくださいということでございます。

最後に4番は危機管理体制の点検ということで、万一の発生の際に円滑な防疫措置が講じられるように、指針3の1の「危機管理体制の構築」に沿った危機管理体制について再点検を行ってくださいという中身になってございます。

6ページ目は別紙1ということで、今回の発生の経緯が簡単にまとめられているもので、別紙2は先ほどの実施報告のフォームになってございます。

これが防疫措置の徹底を図るための消費・安全局長通知(案)でございます。

最後、8ページ目になります。感染経路究明チームの設置についてということです。今回の発生について、防疫指針の中で、発生に関しては感染源ですとか感染経路の究明に努めると書いています。具体的には2行目の後ろからになりますけれども、「本病の感染源及び感染経路を究明し、発生予防に資するため、都道府県畜産主務課は、動物衛生課と連携し、動物衛生研究所等の協力を得て、防疫指針の「4 接触したおそれのある感受性動物の追跡」及び「6 立入検査、血清疫学調査等」の調査及び検査結果を基礎とし、家畜、人及び車両の移動、飼料の利用、物品の移動、渡り鳥等の野生動物との接触の可能性、気象条件等を網羅的に調査する。農林水産省は、これらの調査の結果に基づき専門家からの助言を踏まえ、感染源及び感染経路を究明する」となっています。

具体的には本チームを立ち上げたいということですが、メンバーについては、本小委員会のメンバーのどなたか、疫学の専門家、ウイルス学の専門家、あとは現場にお詳しい今回の発生県、宮崎県の家畜保健衛生所の獣医師等によって構成したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○田原委員長 資料の説明はこれで終わりですね。

ただいまの資料の内容について、御質問、御意見をお出しいただきたいと思います。

[Redacted text block]

○津田委員 [Redacted text block]

○寺門委員 [Redacted text block]

○坂本研究管理監 [Redacted text block]

○寺門委員 [Redacted text block]

○伏見国内防疫調整官 [Redacted text block]

○寺門委員 [Redacted text block]

○坂本研究管理監

○清水委員

○伏見国内防疫調整官

○寺門委員

○山本国際衛生対策室長

○川島動物衛生課長

○坂本研究管理監

○川島動物衛生課長

○津田委員

○川島動物衛生課長

[REDACTED]

○寺門委員 [REDACTED]

○田原委員長 [REDACTED]

○川島動物衛生課長 [REDACTED]

○姫田総務課長 [REDACTED]

○寺門委員 [REDACTED]

○坂本研究管理監 [REDACTED]

○寺門委員 [REDACTED]

[Redacted]

○山本補佐 [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

○田原委員長 [Redacted]

○山本補佐 [Redacted]

○坂本研究管理監 [Redacted]

○田原委員長 [Redacted]

○坂本研究管理監 [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

○田原委員長 [Redacted]

○山本補佐 [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

○寺門委員 [Redacted]
[Redacted]

○山本国際衛生対策室長 [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

○寺門委員 [Redacted]

○田原委員長 [Redacted]

○明石委員 [Redacted]
[Redacted]

[REDACTED]

[REDACTED]

○山本補佐 [REDACTED]

○明石委員 [REDACTED]

[REDACTED]

○山本補佐 [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED]

○明石委員 [REDACTED]

[REDACTED]

○山本補佐 [REDACTED]

○明石委員 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

○山本補佐 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

○寺門委員 [REDACTED]

○山本補佐 [REDACTED]

○寺門委員 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

○川島動物衛生課長 [REDACTED]

[REDACTED]

○清水委員 [REDACTED]

○山本補佐 [REDACTED]

○清水委員 [REDACTED]

○清水委員 [REDACTED]

[REDACTED]

○坂本研究管理監 [REDACTED]

○清水委員 [REDACTED]

○坂本研究管理監 [REDACTED]

○寺門委員 [REDACTED]

○濱岡動物衛生研究所長 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

○寺門委員 [REDACTED]

○清水委員 [REDACTED]

[REDACTED]

○寺門委員 [REDACTED]

○田原委員長 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

○山本補佐 [REDACTED]

○田原委員長 [REDACTED]

○山本補佐 [REDACTED]

○寺門委員 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

○伏見国内防疫調整官 [REDACTED]

[REDACTED]

○寺門委員 [REDACTED]

○川島動物衛生課長 [REDACTED]

[REDACTED]

○川島動物衛生課長 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

○伏見国内防疫調整官 1点、訂正というか、8ページに感染経路究明チームの設置という表題にしたんですけれども、これまで「疫学調査チーム」という名前にしていたので、あえて感染経路究明チームって大々的にやらないで、これまでどおり口蹄疫疫学調

査チームという名前でよろしいですか。

○田原委員長 8ページで、感染経路究明チームを疫学調査チームに。

○伏見国内防疫調整官 通常、疫学調査チームとさせていただいているので、よろしいでしょうかということです。

○田原委員長 口蹄疫疫学調査チームの設置に変えたいということですので、よろしいですか。

○寺門委員 [REDACTED]

○川島動物衛生課長 [REDACTED]

○寺門委員 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

○田原委員長 [REDACTED]

○寺門委員 [REDACTED]

○田原委員長 [REDACTED]

○川島動物衛生課長 [REDACTED]

[REDACTED]

○寺門委員 [REDACTED]

[REDACTED]

○川島動物衛生課長 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

○坂本研究管理監 [REDACTED]

[REDACTED]

○川島動物衛生課長 [REDACTED]

○寺門委員 [REDACTED]

[REDACTED]

○清水委員 [REDACTED]

○川島動物衛生課長 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

○寺門委員 [REDACTED]

○川島動物衛生課長 [REDACTED]

○寺門委員 [REDACTED]

○田原委員長 [REDACTED]

○伏見国内防疫調整官 [REDACTED]

[REDACTED]

○田原委員長 [REDACTED]

○山本国際衛生対策室長 [REDACTED]

○寺門委員 [REDACTED]

○田原委員長 [REDACTED]

○寺門委員 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

○伊藤補佐 [REDACTED]

○寺門委員 [REDACTED]

○伊藤補佐 [REDACTED]

○寺門委員 [REDACTED]

○田原委員長 [REDACTED]

○寺門委員 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

○伏見国内防疫調整官 [REDACTED]

[REDACTED]

○田原委員長 [REDACTED]

(3) そ の 他

○田原委員長 議題3のその他について、事務局から説明をお願いします。

○伊藤補佐 近隣諸国を中心にした本病の発生状況について、簡単に御説明をさせていただきたいと思います。資料2をごらんください。カラーの地図が入っております。

口蹄疫の発生を世界的に見ますと、アジア、アフリカを中心に発生が続いておりまして、ワクチン非接種清浄国は、ことし当初時点で63カ国ということで、ヨーロッパの国々と南北アメリカ、オセアニア地域にあります。ページをめくっていただきまして、現在、アジア地区では口蹄疫の清浄国は、日本を除きますとブルネイ、インドネシア、シンガポールのみとなっています。

次のページをごらんください。近隣国の発生状況を見ますと、まず中国です。ことし1月以降の発生だけを示しておりますが、これを見ましても牛、豚、ヤギなど、さまざまな畜種を対象に、血清型で言いますと、O型の発生が見られます。これはアジアで流行している形でございます。また、A型についても散見されるようになりまして、A型はアジアを北上しているという状況でございます。

中国からの牛肉、豚肉、稲わら等については原則輸入を禁止しておりますが、先ほどお話しありましたように、指定した施設で指定された基準に従って加熱処理されたもののみの輸入を認めているということで、稲わらについては、今のところ遼寧省と吉林省は口蹄疫の発生がないということで、その中の限られた地域で生産されて保管管理されたもののみを大連の工場、23施設ありますけれども、ここの工場で加熱処理をして輸入をするということになっております。

一方、台湾におきましても発生が続いておりまして、2月になりましても豚でO型の口蹄疫が発生しております。

さらに、韓国においては、次のページを開いていただきまして、本年1月に韓国の北部京畿道の抱川（ポチョン）でA型の口蹄疫が発生したということです。発生は3月9日で、シカに抗体があったということで、これを最後に終息していたんですけれども、4月に入りまして、空港のある広域市ですけれども、仁川空港のある隣の江華（カンファ）という島で、韓牛169頭の農家で口蹄疫の発生が確認されたということです。これは1月に起きたA型と違って、O型ということでございます。

これについても、発生が確認されたのは4月9日ですが、その後、12日までに4例が発生しまして、いずれも江華島内にとどまっております、予防的殺処分も完了して、212農家2万9669頭が殺処分されたということでございますが、けさになりまして続報が入りました。江華島の対岸、本土にある金浦空港のある金浦の乳牛の農家、120頭を飼育する農家で口蹄疫の発生を見たということで、タイプ等については検査をしているということでございます。

以上、簡単ですけれども、その発生状況と私どもの検疫措置等について御説明をさせていただきます。

○田原委員長 ありがとうございます。

ただいまの資料の説明の内容について、御意見や御質問等がございましたら、どうぞ。

○寺門委員 [REDACTED]
[REDACTED]

○川島動物衛生課長 [REDACTED]
[REDACTED]

○伊藤補佐 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

○姫田総務課長 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

○川島動物衛生課長 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

○清水委員 [REDACTED]

[REDACTED]

○寺門委員 [REDACTED]

○姫田総務課長 [REDACTED]

[REDACTED]

○川島動物衛生課長 [REDACTED]

[REDACTED]

○寺門委員 [REDACTED]

○川島動物衛生課長 [REDACTED]

○明石委員 [REDACTED]

○川島動物衛生課長 [REDACTED]

[REDACTED]

○寺門委員 [REDACTED]

○川島動物衛生課長 [REDACTED]

[REDACTED]

○田原委員長 [REDACTED]

○山本補佐 [REDACTED]

[REDACTED]

○田原委員長 [REDACTED]

[REDACTED]

○山本補佐 [REDACTED]

○田原委員長 [REDACTED]

[REDACTED]

○寺門委員 [REDACTED]

○田原委員長 [REDACTED]

○川島動物衛生課長 [REDACTED]

○寺門委員

○川島動物衛生課長

○

○寺門委員

○津田委員

○坂本研究管理監

○田原委員長

○明石委員

○坂本研究管理監

○明石委員

○坂本研究管理監

○明石委員

○坂本研究管理監

○明石委員

○坂本研究管理監

○明石委員

○坂本研究管理監

○明石委員

○坂本研究管理監

○明石委員

○坂本研究管理監

○田原委員長 ほかに御質問等ございませんか。

とりあえず、きょうの議題の検討は閉めさせていただいてよろしいでしょうか。

○田原委員長 それでは、事務局にお返ししたいと思います。

○伏見国内防疫調整官 どうもありがとうございました。

そ の 他

○伏見国内防疫調整官 本日の検討の概要について事務局案を作成いたしましたので、これから配付させていただきます。お手元に届いたら、私のほうで読み上げさせていただきます。

3つに概要を分けさせていただきました。

1 宮崎県における口蹄疫が疑われる事例について

- ・口蹄疫を疑う臨床症状を呈するとともに、本病ウイルスの遺伝子が検出された牛が確認されたことから、この牛を疑似患畜とし、防疫対応を迅速に行うことは適切であると考えられる。

2 今後の防疫対応について

- ・本病の伝播力等に鑑み、当該農場飼養牛全頭を疑似患畜とし、と殺等の防疫対応を行うことは適切であると考えられる。
- ・当該農場でびらん等の症状が確認された9日以降の人の出入り等の疫学情報を整理することが重要である。
- ・我が国での本病の発生予防及びまん延防止を図るため、全国の偶蹄類家畜飼養農場における監視体制を強化するとともに、早期通報等の危機管理体制の再点検を行うことが重要である。また、各農場における飼養衛生管理の徹底について、改めて指導すべきである。

- ・ 今回の発生において、現時点で確認されている状況を踏まえれば、防疫指針の規定どおり、半径 10km の移動制限区域及び半径 20km の搬出制限区域を設け、防疫対応を行ったことは適当である。
- ・ ウイルス性状の調査結果等については、近年本病の発生が確認された韓国等の近隣諸国と情報交換等を行い、今後の防疫対応に活用していくよう努めるべきである。

3 疫学調査チームの設置について

- ・ 今後の防疫対策に資するため、「口蹄疫疫学調査チーム」を速やかに設置し、ウイルス性状の調査などを行いつつ感染経路の調査を行うことが重要である。

以上でございます。

何か御質問、御意見等がございましたら、よろしくお願いします。

○清水委員 [REDACTED]
[REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

○寺門委員 [REDACTED]

○田原委員長 [REDACTED]
[REDACTED]

○坂本研究管理監 [REDACTED]
[REDACTED]

○津田委員 [REDACTED]
[REDACTED]

○川島動物衛生課長 [REDACTED]

○津田委員 [REDACTED]

○田原委員長 [REDACTED]

○津田委員 [REDACTED]

○川島動物衛生課長 [REDACTED]
[REDACTED]

[REDACTED]
○寺門委員 [REDACTED]

○山本補佐 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

○寺門委員 [REDACTED]

○田原委員長 [REDACTED]

○川島動物衛生課長 [REDACTED]
[REDACTED]

○寺門委員 [REDACTED]

○田原委員長 [REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED]

○川島動物衛生課長 [REDACTED]

○田原委員長 [REDACTED]
[REDACTED]

○寺門委員 [REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED]

○田原委員長 [REDACTED]

○津田委員 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

○伏見国内防疫調整官 [REDACTED]
[REDACTED]

○津田委員 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

○田原委員長 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

○川島動物衛生課長 [REDACTED]

[REDACTED]

○寺門委員 [REDACTED]

○川島動物衛生課長 [REDACTED]

[REDACTED]

○津田委員 [REDACTED]

○川島動物衛生課長 [REDACTED]

○伏見国内防疫調整官 [REDACTED]

○姫田総務課長 [REDACTED]

[REDACTED]

○寺門委員 [REDACTED]

○姫田総務課長 [REDACTED]

○寺門委員 [REDACTED]

○川島動物衛生課長 [REDACTED]

○寺門委員 [REDACTED]

○今田委員 [REDACTED]

○寺門委員 [REDACTED]

[REDACTED]

○姫田総務課長 [REDACTED]

○寺門委員 [REDACTED]

○姫田総務課長 [REDACTED]

○川島動物衛生課長 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]
○寺門委員 [REDACTED]

○伏見国内防疫調整官 [REDACTED]

○田原委員長 [REDACTED]

[REDACTED]
○伏見国内防疫調整官 [REDACTED]

[REDACTED]
○川島動物衛生課長 [REDACTED]

[REDACTED]
○川島動物衛生課長 [REDACTED]

[REDACTED]
○濱岡動物衛生研究所長 [REDACTED]

[REDACTED]
○川島動物衛生課長 [REDACTED]

[REDACTED]
○津田委員 [REDACTED]

○川島動物衛生課長 [REDACTED]

○伏見国内防疫調整官 [REDACTED]

閉会あいさつ

○伏見国内防疫調整官 議事の終了に当たりまして、最後に動物衛生課長からごあいさつをお願いいたします。

○川島動物衛生課長 本日は急な呼び出しをさせていただいたにもかかわらず、お集まりいただきまして、貴重な御意見をいただきました。本当にありがとうございました。■■■■委員長には、特に効率的な議事運営をしていただきまして、ありがとうございました。

今、いろいろといただいた御助言、御意見を踏まえて防疫対応に万全を期していきたいと考えますので、引き続き御指導をよろしくお願いします。

本日はどうもありがとうございました。

閉 会